

教高第228号  
平成28年4月28日

DPI北海道ブロック会議  
議長 我妻 武 様  
インクルネットほっかいどう  
代表 山崎 恵 様

北海道教育委員会教育長 柴田 達夫

障害のある A さんの高校入試定員内不合格に対する公開質問と要請について  
(回答)

平成28年4月14日付けで依頼のありましたこのことについて、別添のとおり回答します。

(学校教育局高校教育課)

障害のある A さんの高校入試定員内不合格に対する公開質問と要請について

質問項目	<p>1 基本的な認識について</p> <p>(1) 関係法令等の目的、不当な差別、合理的配慮、積極的是正・優遇措置及びこれらの法令等の遵守に関する貴職の認識を教えてください。</p>
回答要旨	<p>全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念に則り、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することなどを目的として、これらの法令等が制定されたものととらえています。</p> <p>道教委としては、こうした法令等に則り、対応していく考えであります。</p>

障害のあるAさんの高校入試定員内不合格に対する公開質問と要請について

<p>質問項目</p>	<p>1 基本的な認識について                  (2) 障害児の受験、入学及び学校生活に関する貴職の認識を教えてください。</p>
<p>回答要旨</p>	<p>道教委では、高等学校入学者選抜実施要項に「特別な配慮を必要とする障がいのある生徒が出願しようとする場合は、在籍中学校長は出願しようとする高等学校長にその事情を説明し、当該高等学校長は学校教育局高校教育課長と協議すること。」と定めており、受検当日はもとより入学後の対応についても、事前に生徒、保護者、中学校、高校等が十分に相談した上で、実施可能な特別な配慮を行っています。</p>

別紙

障害のある A さんの高校入試定員内不合格に対する公開質問と要請について

質問項目	<p>1 基本的な認識について</p> <p>(3) 障害児・者及び家族等に対する貴職で定めた対応要領等があれば、ご提示ください。</p>
回答要旨	<p>道教委では、本年2月に、障害のある方に適切に対応するための職員対応要領「障がいのある方へのよりよい対応ができるサポートブック」を作成し、道立学校や所管機関に通知しており、各所属においては、この対応要領を活用した職場研修を実施しています。</p> <p>また、この対応要領は、道教委のホームページに掲載しています。</p> <p>・ URL <a href="http://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/sum/taiouyouryou2802.pdf">http://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/sum/taiouyouryou2802.pdf</a></p>

別紙

障害のある A さんの高校入試定員内不合格に対する公開質問と要請について

質問項目	<p>1 基本的な認識について (4) 以上の基本的な貴職の認識と A さんへの今回の一連の対応の整合性を教えてください。</p>
回答要旨	<p>高等学校の入学者選抜は、中学校長から送付された調査書その他必要な書類、選抜のための学力検査の成績等を資料として、各高等学校、学科等の特色に配慮しつつ、その教育を受けるに足る能力・適性等を判定して行うものであります。 道教委としては、今回の事案を含め、これまでも、関連する法令や入学者選抜実施要項等に基づき、対応してきたところであります。 なお、個別の事案については、個人情報を含む内容となるため、回答することはできません。</p>

別紙

障害のある A さんの高校入試定員内不合格に対する公開質問と要請について

質問項目	<p>2 A さんの受験について</p> <p>(1) 他の受験生との公平性の観点から面接試験において、介助者の同席を認めなかったことは、関係法令等が示している合理的配慮の提供及び優遇措置の推奨の拒否と思われませんが、認めなかった理由を教えてください。</p>
回答要旨	<p>個別の事案については、個人情報を含む内容となるため、回答することはできません。</p>

別紙

障害のある A さんの高校入試定員内不合格に対する公開質問と要請について

質問項目	2 A さんの受験について (2) 今回の受験及び試験結果で定員内不合格としたのは、A さんの障害を理由とした不当な差別的取り扱いをしたと思われませんが、不合格とした理由を A さんにご家族に教えてください。
回答要旨	個別の事案については、個人情報を含む内容となるため、回答することはできません。なお、選抜の結果については、保護者の要望に応じ、当該学校が保護者に対して、可能な範囲で説明したものと承知しております。

別紙

障害のある A さんの高校入試定員内不合格に対する公開質問と要請について

質問項目	2 A さんの受験について (3) 今回の一連の対応は、関係法令等を遵守しないものであり、法的義務を拒否した対応であったと思いますが、見解を教えてください。
回答要旨	個別の事案については、個人情報を含む内容となるため、回答することはできません。





別紙

障害のある Aさんの高校入試定員内不合格に対する公開質問と要請について

質問項目	<p>2 Aさんの受験について</p> <p>(4) 今回の複数にわたる受験機会の提供とそのためへの対応は、Aさんとご家族に合格の期待を抱かせるものでした。また、悪戯に時間を延ばした結果、Aさんが他の高校を受験する選択肢の行使を事実上奪ったものと思われませんが、貴職の認識を教えてください。</p>
回答要旨	<p>個別の事案については、個人情報を含む内容となるため、回答することはできません。</p>

別紙

障害のある Aさんの高校入試定員内不合格に対する公開質問と要請について

質問項目	<p>2 Aさんの受験について</p> <p>(5) Aさんの合格しなかった理由の説明にあたって説明者は、Aさんの保護者に他の人に話さないように指示したようですが、こうした指示は、無効であり、個人の自由を侵害する不法行為・威圧的行為であると思いますが、貴職の見解と指示した法的根拠等を教えてください。</p>
回答要旨	<p>個別の事案については、個人情報を含む内容となるため、回答することはできません。</p>

別紙

障害のある A さんの高校入試定員内不合格に対する公開質問と要請について

要 請 項 目	3 意見交換について 私たちとの公開された場での意見交換を持つことを求めます。
回 答 要 旨	入学者選抜事務に関する内容であるとともに、個人情報を含むことから、公開での意見交換を行うことはできません。